

第四次田村市子ども読書活動推進計画

～読書で広がる、夢の未来～



令和8年3月



田村市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 第三次計画期間における取組の成果と課題	
1 実施状況及び取組の成果と課題	2
基本方針1 家庭・地域・学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実	2
基本方針2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実	6
基本方針3 読書活動への理解と関心を高める啓発	7
第2章 第四次計画の基本方針	
1 基本方針とスローガン	8
2 計画推進の留意事項	10
第3章 第四次計画の具体的方策	
基本方針1 家庭・地域・学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実	12
基本方針2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実	15
基本方針3 読書活動への理解と関心を高める啓発	17
第4章 第四次計画の推進体制	
1 推進体制	21
2 計画実施状況に対する定期的な評価	21
3 計画を達成するための目標値	22
参考資料	
読書に関する調査内容	23
図書館事業の実績値	24

はじめに

本計画は、子どもの健全な成長を支える読書活動の推進を目的として策定するものです。平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく国の基本計画、並びに福島県における読書活動推進計画を踏まえ、本市においても家庭・地域・学校が一体となって子どもの読書環境を整備し、読書習慣の定着を図ることを目的とします。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。）が制定され、翌年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。それ以降、改訂を重ね、令和5年3月に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が示されています。

福島県では、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定し、その後、平成22年3月に第二次、平成27年2月に第三次、令和2年2月に第四次、令和7年3月に第五次計画を策定しました。

本市は国や県の動向を踏まえ、田村市の教育理念「地域が育て、地域で育つ市民参加の教育」のもと、家庭・地域・学校が連携して子ども読書活動を支援してきました。平成21年度に第一次計画を策定し、以後は5年ごとに改訂を行っています。家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの健やかな成長を支える読書活動を推進するため、令和7年度から5年間を計画期間とする「第四次田村市子ども読書活動推進計画」を策定します。

家庭での読書の楽しみから始まり、児童施設や小学校・中学校を通じて読書習慣を身に付けることは、言葉や感性、表現力、創造力を豊かにし、生きる力を育むうえで重要です。

しかし、急激な社会情勢の変化、特にデジタル化の進展により情報が氾濫する社会となり、紙の本に触れる機会が減少しています。インターネットやSNSを通じて得られる情報に依存することで、言語力や表現力の育成に課題が生じていることが指摘されています。

読書活動を通して子どもたちの成長を支えるため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし連携を強化していくことが重要です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1章 第三次計画期間における取組の成果と課題

田村市では第三次計画において、3つの基本方針を掲げ、家庭・地域・学校での取組について計画のもと実践してきました。本章では、第三次計画期間における主な成果と課題を整理し、第四次計画で重点的に対応すべき事項を明確にします。

1 実施状況及び取組の成果と課題

基本方針1 家庭・地域・学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実

① 家庭における取組の成果と課題

【成果】

4か月及び10か月乳幼児健診時に、ボランティアによる絵本の配布と読み聞かせを実施するブックスタート事業を継続しています。令和6年度には、合計252冊の絵本と手作りのトートバッグを配布しました。また、チラシを配布し読み聞かせの啓発活動を行っています。



(子育て支援センター:ブックスタート事業)

【課題】

ブックスタート事業を継続するにあたり、ブックスタートサポーターの減少と高齢化が進行しており、後継者の確保と育成が課題です。

② 地域（図書館）における取組の成果と課題

【成果】

定期的なおはなし会の開催（60回）、学校や児童施設での出張読み聞かせ（約140回）を実施しています。

司書の仕事を体験して、読書推進のリーダーを養成する子ども司書養成講座（参加者6人）や図書館見学・職場体験（7回206人）なども行っています。

【課題】

おはなし会ボランティアの減少・高齢化により後継者不足が深刻化しています。また、SNS等を活用したスピーディーな図書館情報の発信が不足しています。

加えて、施設に関する利用者の要望（トイレ等の施設改修やWi-Fi整備等）もあり、快適な読書空間を提供するため早期の改善が求められています。

③ 地域（保育所・幼稚園・こども園・子育て支援センターなど）における取組の成果と課題

【成果】

日々の保育・教育の中で発達状況に応じた絵本や紙芝居、読み聞かせなどボランティアによるおはなし会を実施しています。また、ブックセカンド事業（4・5歳児の在籍する保育施設を対象に新刊の絵本を配布）を活用により、幼児一人あたりの年間貸出冊数は平均15冊となっています。あわせて、図書館からの貸出により興味を喚起する絵本を提供しています。また、幼稚園等の参観日をとらえ、親子に向けて絵本の貸し出しを実施するなど、多くの子どもたちが本と触れ合う機会が増えています。



（滝根幼稚園：ボランティアによる読み聞かせ）

【課題】

家庭で紙の本に触れる機会が減少し、スマートフォンやタブレットによる動画視聴時間が増加している傾向があります。保護者に対して、紙の絵本の良さを伝える発信が不十分です。

職員に対するアニメーション（スペインで開発体系化された、読書をゲームとして楽しみながら子どもの読解力や表現力を引き出すための方法）等の研修機会の確保が課題となっています。

④ 学校における取組の成果と課題

【成果】

学校では、朝読書や読み聞かせ、親子読書、家庭読書の日、校内ビブリオバトルの実施など、多様な読書活動に取り組み、読書に親しむ機会を設けました。また、学校図書支援員の配置により、学校図書館の図書を整備し、読みたい本を探してもらうリクエストボックスを設置するなど、児童生徒の読書意欲が高まるよう工夫するとともに、情報センターとしての機能活性化のために教職員

と連携を図っています。

図書委員による読み聞かせや、児童同士による読み聞かせの実施、ビブリオバトル大会の開催など、児童が主体的に読書を楽しめるような取組を続けています。

○学校図書支援員配置

スタッフ3人体制で、市内小学校7校・中学校6校を担当しています。

スタッフA…都路中学校・都路小学校・滝根中学校・滝根小学校・大越中学校

スタッフB…大越小学校・船引中学校・美山小学校・船引小学校・常葉中学校

スタッフC…船引南中学校・常葉小学校・船引南小学校・船引小学校



(大越中学校:図書委員による活動)



(船引小学校:学校図書支援員による給食中の読み聞かせ)

【課題】

学年が上がるにつれて貸出冊数が減少する傾向があり、中学生については全校で目標を下回っています。部活動や受験勉強等による時間不足や、興味の変化が要因と考えられます。加えて、子ども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、小中学生の平日におけるインターネット利用時間は増加傾向にあり、利用目的は趣味・娯楽が最も多くなっています。メディアとのかかわり方をどのように見直すかが大きな課題です。引き続き、司書教諭や学校図書支援員を中心とした読書活動推進と環境整備の取組が必要です。あわせて、市図書館を積極的に活用する機会をどのように設けるかが課題となっています。

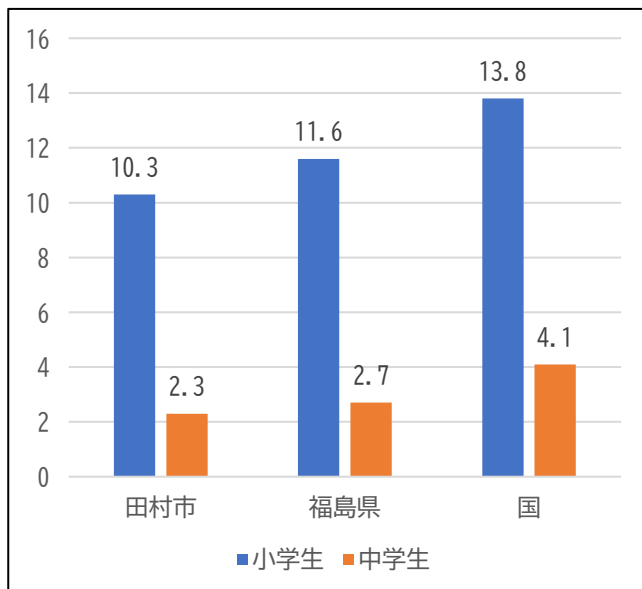
家庭での読み聞かせ等により、乳幼児期から読書への興味を育むことが不読率低減につながると考えられます。家庭の本の保有数や家族との読書体験が重要な要素であるため、図書館や地域による支援強化が必要です。

○令和6年度学校における一人当たりの年間貸出冊数

	低学年 目標 40 冊	中学年 目標 30 冊	高学年 目標 20 冊
滝根小学校	50	50	30
大越小学校	49	36	24
都路小学校	50	30	20
常葉小学校	50	30	15
船引南小学校	53	55	50
船引小学校	40	30	15
美山小学校	23	32	37

	中学生 目標 10 冊
滝根中学校	3
大越中学校	3
都路中学校	8
常葉中学校	5
船引南中学校	2
船引中学校	2

○1か月の平均読書冊数



◇読書のきっかけ（多いもの）

【小学生】

田村市「学校の図書館で見つけた」73.7%

福島県「学校の図書館で見つけた」63.3%

【中学生】

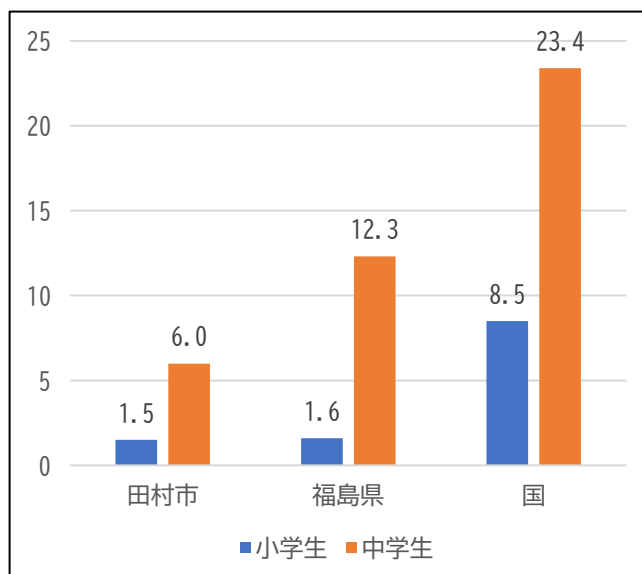
田村市「本屋で見つけた」23.9%

「学校の図書館で見つけた」21.2%

福島県「本屋で見つけた」35.6%

「学校の図書館で見つけた」26.1%

○不読率（1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合）



◇読まない理由（多いもの）

【小学生】

田村市「読まなくても困らない」

「勉強・塾・宿題などで忙しい」

福島県「テレビ・ゲームなどのほうが楽しい」

「遊ぶほうが楽しい」

【中学生】

田村市「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」

「雑誌やマンガのほうが好き」

福島県「勉強・塾・宿題などで忙しい」

「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」

基本方針2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実

① 図書館における取組の成果と課題

【成果】

約17万冊を所蔵し、年間300日以上の開館を維持しているほか、図書館相互貸借などの強化に努めています。また、書架の配置や高さに工夫を凝らし、子どもが利用しやすい環境整備を進めています。さらに図書館見学、職場体験の受入れを強化し、地域に根付いた図書館運営を行っています。貸出冊数は年間41,000冊程度であり、おおむね横ばいで推移しています。

【課題】

図書館職員によるイベント立案など、スキル向上が課題です。また、司書職員の複数配置と管理運営体制の強化（指定管理者制度の導入の検討）、施設老朽化への対応などが課題となっています。

さらに、支援を必要とする多様な利用者への対応が求められています。

② 保育所・幼稚園・こども園などにおける取組の成果と課題

【成果】

図書コーナーでは季節のテーマやイベントに関する絵本を置くなど、園児が興味を持って本に触れられるよう工夫しています。ブックカバーをすることで絵本の耐久性が高まり、園児が触れやすくなるよう工夫しています。また、保護者へ向けたお便りなどの読書啓発が成果を上げています。

【課題】

引き続き図書コーナーの充実を図る必要があります。また、図書館と連携し、ビッグブックや紙芝居といった園児が興味を持ちやすい図書の充実が必要です。

③ 学校における取組の成果と課題

【成果】

図書室以外の廊下や教室前などに図書コーナーを設置したり、配架の工夫をすることで、本を手にとりやすい環境づくりが進んでいます。また、読書マラソンの実施や多読賞の表彰など、楽しんで読書に触れられるような取組が行われています。

保護者向けの取組として、読書啓発などが成果を上げています。

【課題】

各校に学校図書支援員を配置していますが、週1回程度の来校となっており、適切な回数での管理運営をするとともに、学校図書システム導入の検討が課題となっています。

より身近に本を届けるため、図書館の蔵書を学校や施設へ定期的に配達する仕組み（移動貸出・配本サービス）の検討が必要です。

基本方針3 読書活動への理解と関心を高めるための啓発

① 地域（図書館）における取組の成果と課題

【成果】

図書館見学や職場体験の受入れ、保護者への読書活動推進啓発チラシ配布を実施しています。また、ホームページや市政だよりなどを活用した情報発信を行っています。

【課題】

イベント参加者数の増加のため、SNS等の活用による情報発信の強化や、職員の広報力をどのように向上させるかが課題です。あわせて、図書館おすすめのブックリストを配布するなどして、読書啓発を継続する必要があります。

② 保育所・幼稚園・こども園などにおける取組の成果と課題

【成果】

図書だよりを発行し、読書活動の大切さを周知しています。また、園児自身で選んだ絵本の貸し出しを実施しています。

【課題】

職員や保護者に対し、読書活動の意義と必要性について引き続き情報提供が必要です。保育参観やお便り等で周知するほか、司書や教諭といった専門的な知識を有する者から、家庭での読み聞かせの大切さについて啓発する機会の検討が課題です。

少子化・核家族化による異年齢交流が減少している中で、小中学生が保育所・幼稚園の子ども達と絵本を通して交流することで、読書への関心や興味を持ち、聴く、伝える、配慮する力などを実践的に育てることが必要です。

③ 学校における取組の成果と課題

【成果】

音読や週末読書の実施により、低学年では家庭での読書習慣化が見られます。また、各教室に読書ワゴンがあり、すぐに本を手にとれる環境づくりが進んでいます。加えて、学校図書支援員による図書だよりの発行などにより啓発を継続しています。

【課題】

図書館で実施している子ども司書養成講座認定者が、引き続き活動できる場が不足しています。また、学校図書支援員による活動が切り離せないため、学校図書支援員の来校回数の検討が必要です。

第2章 第四次計画の基本方針

1 基本方針とスローガン

近年、超スマート社会（Society5.0）に向けて加速する社会全体のデジタル化や、あらゆる分野のグローバル化（地球規模化）など、社会情勢が著しく変化しています。

このような状況の中で、子どもたちは正しい情報を選択して取り込み、考え、判断し表現する「新しい時代に必要となる資質・能力」を育む必要があります。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものです。

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能を読書から習得し、それらを活用してさまざまな課題に積極的に対応していけるよう、強く生き抜く力を身に付けることが重要です。

田村市教育大綱では、「学べるまち」を教育の基本方針とし、誰もが学び、自分の可能性を広げられるまちを目指します。

特に、読書は子どもの成長にとって不可欠であるばかりか、大人になってからも読書で培われた能力は一層重要なものとなります。大人になってからも読書を続けるためには、「子どものころから読書習慣を身に付けること」が大切です。

読書習慣を身に付けるためには、①家庭・地域・学校が連携し協力し、乳幼児期など早い段階から読み聞かせを始め、読書の楽しさや面白さを伝え、学童期や青年期になっても読書を生活の一部として位置づけることができるよう読書に親しむ機会を提供することが必要です。

また、子どもたちが日常的に読書するためには、②いつでも身近に本があり、本が読める環境が必要です。家庭のみならず、学校図書館や公共図書館などに発達段階に応じた図書が必要です。この計画を推進する上で、大切なことは、③保護者をはじめ関係機関、各施設の職員などに対して、子どもの読書活動に対する理解と関心を高めることが何よりも重要です。

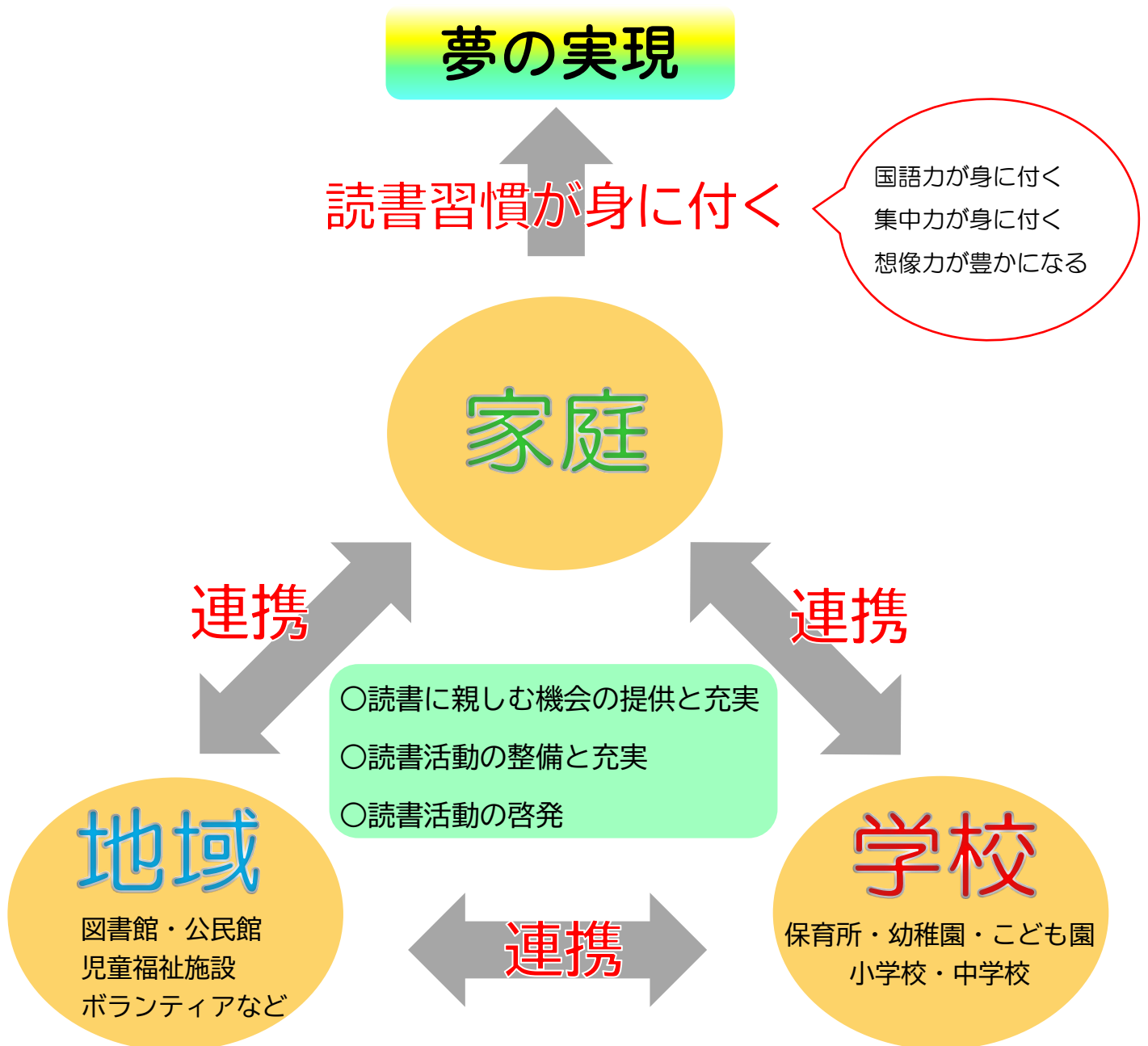
子どもの「読書習慣を身に付ける」ことを最重点課題として掲げるとともに、第三次計画の基本方針を継承し、次の3つの基本方針により具体的取組を進めていきます。

第四次田村市子ども読書活動推進計画スローガン
「読書で広がる、夢の未来」

第四次計画に掲げるスローガン「読書で広がる、夢の未来」は、読書を通じて子どもたちの夢や想像力が広がり、それが将来（未来）に良い影響を与える、ということを伝えます。

基本方針

- 1 家庭・地域・学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実
- 2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実
- 3 読書活動への理解と関心を高めるための啓発



2 計画推進の留意事項

3つの基本方針に沿って、家庭・地域・学校が連携し具体的な方策を効率的に行うためには、子どもの発達段階や支援を必要とする子どもへの配慮が必要です。

(1) 子どもの発達段階への配慮

読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から発達段階に対応した読書活動が切れ目なく継続することが重要であり、そのための環境を整備することが大切です。

そのためには、子どもの発達段階における特性を理解する必要があります。

～発達段階における子どもの特性～

① 就学前の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

※「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月文部科学省）より抜粋

(2) 支援を必要とする子どもへの配慮

具体的な取組を進めるうえで、支援を要する子どもへの配慮が必要となります。

平成28年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)では行政機関等において障害者への「合理的配慮」の提供が義務付けられ、さらに令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、国や自治体が果たすべき責務が示されました。そのため、第四次計画においても引き続き支援が必要な子どもに対して、その子どもが利活用できる資料と機器の充実や、本に親しみ楽しさに触れる読み聞かせなど機会の提供が重要です。

図書館や市の子どもに関わる機関では、ユニバーサルデザインの観点から、支援を必要とする子どもが、地域において自主的に読書活動を行い、本に触れて楽しめる環境整備を進めていく必要があります。

また、多文化・多言語の背景を持つ子どもに対しては、言語習得の状況や家庭の言語環境に配慮した支援が必要です。日本語の習得が不十分な児童生徒には、やさしい日本語版や音声付き図書、多言語の絵本・図鑑を充実させるとともに、母語に触れる機会を確保することが学習意欲や読書習慣の形成に有効です。

さらに、図書館は地域の公共施設であり、学校等とは違う「中立的で安心できる場」として受け入れやすいことから、引き続き、図書館の会議室を不登校等で学校へ通えない子どもの学びや交流の場として提供していく必要があります。

(3) デジタル化の推進・拡大

デジタル化は子どもの読書環境においても大きな影響を与えていることが明らかになってきています。デジタル授業の実施や電子書籍の出版が増えており、スマートフォンやインターネットを利用した読書環境が生活に浸透しています。スマートフォンなどのメディア活用について、コントロールする力を身に付ける必要があります。

図書館運営においても、電子書籍の導入やI Cチップを利用した図書管理など、デジタルを活用した環境を整える必要があります。

第3章 第四次計画の具体的方策

本章では、第三次計画での成果と課題を踏まえ、本市が重点的に取り組む施策を示します。重点対象は乳幼児期から中学生までとし、家庭・地域・学校の連携強化、読書環境の整備、啓発活動の推進を柱とします。

基本方針1 家庭・地域・学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実

趣 旨

子どもが日常生活の中で自然に読書に触れ、読み聞かせや自主読書を通じて読書への興味・習慣を育むためには、家庭・地域・学校が一体となった支援が不可欠です。本市では、各主体が連携・協働して、年齢段階に応じた機会を提供します。

具体的施策

(1) 家庭における取組

① 家庭向け支援

- ・図書館の利活用促進を図るため、親子向け読み聞かせイベントを開催します。
- ・サードブック事業として、新中学1年生へ図書のプレゼントを検討します。
- ・絵本等のブックリスト（年齢別・テーマ別など）を作成し、公開します。
- ・保護者が来園、来校する機会をとらえて、保護者向けに貸し出しを実施します。

(2) 地域における取組

① 図書館との協働

- ・ボランティアと連携したおはなし会やブックトークを実施します。
- ・子どもの発達段階に応じた年齢別ブックリストを作成し、広く提供します。
- ・ホームページ、SNS、図書館だよりによる情報発信を行います。
- ・子ども司書養成講座など、子ども向け講座を開催します。
- ・保育所や幼稚園などへの団体貸出のほか、巡回図書サービスを検討します。
- ・読み聞かせボランティアの育成と配置を進めていきます。
- ・本の福袋（テーマに沿った図書を複数選定し、福袋の形にして貸出）を実施します。
- ・若年層や学生の参加を促す図書館ボランティア受入れ体制の準備や、研修プログラムの整備などを行います。



(図書館:ボランティアによる夏の怖いおはなし会)



(図書館:子ども司書養成講座)

② 放課後子ども教室（めだかの学校）・放課後児童クラブ（学童保育）との連携

- ・日常的な読み聞かせを実施します。
- ・おはなし会ボランティアによる読み聞かせを実施します。
- ・巡回図書サービスを検討します。

③ 公民館との連携

- ・地域学校協働本部事業と連携し、おはなし会ボランティアによる学校での読み聞かせを実施します。

④ 児童福祉施設（子育て支援センター・三世代ふれあい交流館）との連携

- ・日常的な読み聞かせを行い、定期的におはなし会を実施します。
- ・ブックスタート事業（4か月・10か月乳幼児健診での絵本配布とボランティアによる絵本の読み聞かせ）を継続します。
- ・絵本などの巡回図書サービスを検討します。
- ・家庭での読み聞かせ実施状況などをアンケートにより把握し、施策に生かします。

(3) 学校等における取組

① 保育所・幼稚園・こども園との連携

- ・おはなし会ボランティアの活用など、保育や教育活動の中で本に触れる機会を充実させます。
- ・ブックセカンド事業を継続します。
- ・読書活動（読み聞かせ、本の紹介等）を通じた異年齢交流を推進します。
- ・図書室の図書環境を充実させるため、専門の司書などによるアドバイスや点検を実施します。
- ・保護者向けに、園の図書貸し出しを進めます。
- ・保護者向けに、絵本の選び方や読み聞かせの効果を伝える啓発資料などを配布し、保育所等と図書館の連携による巡回図書サービスの検討を進めます。



(子育て支援センター:読み聞かせイベント)



(滝根小学校:幼稚園児への読み聞かせ)

② 小中学校との連携

- ・授業における学校図書館の計画的な利用や、学校行事と連携した読書イベント実施など、教育活動の中で本に触れ合う機会を充実させます。
- ・教職員やおはなし会ボランティアによる読み聞かせやブックトークなどを実施します。
- ・素ばなしなどの語りを通した「聴く」耳と想像力の育成や、アニメーションなどの楽しい読書体験の機会を拡充します。
- ・朝読書など全校一斉の読書活動を行います。
- ・学校図書館と公共図書館との連携を図り、図書を利用した調べ学習などの利用促進を図りながら、読書活動の充実と学力向上を図ります。
- ・小中学生を対象とした取り組み（ビブリオバトル等）を実施します。
- ・部活動や受験などの時間的制約に対応するため、短時間で読める作品を紹介します。

期待される効果

- ・乳幼児期から読み聞かせを習慣化させることで、言語発達や情緒安定の効果が期待されます。
- ・学校と地域資源を共有による読書機会の拡大が見込めます。
- ・地域コミュニティの活性化が図られます。

実施体制

- ・図書館司書を実務担当とし、教育委員会、こども未来課、各学校と連携して実施します。

評価指標

- ・0～5歳家庭の読み聞かせ実施率
- ・貸出冊数
- ・利用登録者数
- 等

基本方針2 身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実

趣 旨

子どもが日常的に本に触れられる環境を整備することは、読書習慣の定着と基礎学力の育成に不可欠です。本市では、公共図書館・学校図書館・地域拠点を結びつけ、物理的・時間的・経済的な障壁を低減し、図書アクセスの向上を目指します。

具体的施策

(1) 家庭における取組

① 家庭での書籍常備促進

- ・家読や15分読書の推進とともに、メディアとの付き合い方を見直すきっかけとなるような意識啓発を進めます。
- ・本のリサイクル展を活用し、蔵書点検により古くなった図書を提供します。

(2) 地域における取組

① 図書館の機能強化

- ・蔵書の定期的見直しを行います。また、乳幼児向け・低学年向け書籍を優先購入します。
- ・支援を必要とする子どもが利用しやすいよう図書館の環境整備を進め、資料（大活字本、音声資料、点字図書等）を充実させます。
- ・多種多様な資料の収集に加え、県立図書館や他公共図書館などとの相互協力を進めます。
- ・ヤングアダルトコーナーを整備します。
- ・子ども向け利用空間（低書架、親子スペース等）を整備します。
- ・図書館の蔵書を定期的に届ける巡回図書サービスの検討を進め、より身近に本を届ける取組を検討します。
- ・専門的知識のある司書の育成と複数配置を検討します。
- ・利用しやすい施設環境整備（トイレ改修等）のほか、指定管理者制度の導入に向けての検討を進め、専門性のある運営体制の確保を行います。

② 放課後子ども教室（めだかの学校）・放課後児童クラブ（学童保育）における取組

- ・読書コーナーを設置します。
- ・興味を持って読みたいと思う本を収集し、蔵書の充実を図ります。

③ 公民館における取組

- ・地域学校協働本部を活用した学校図書館の環境整備を進めます。

- ④ 児童福祉施設（子育て支援センター・三世代ふれあい交流館）における取組
- ・利用しやすい書架の配置を行い、高さや動線を工夫し、施設特性に応じた図書を収集します。

（3） 学校等における取組

① 学校図書館等の充実（保育所・幼稚園・こども園・学校）

- ・発達段階に応じた図書を収集し、学年向けコーナーやテーマ展示を導入するなど図書コーナーを工夫します。
- ・学校図書支援員や地域学校支援本部事業による支援体制の強化を進めます。
- ・図書委員などの児童生徒による主体的な学校図書館運営を支援します。



（大越こども園：図書コーナー、おすすめ絵本の紹介）



（船引南小学校：地域学校支援ボランティア活動）

期待される効果

- ・図書アクセスの向上による、日常的な読書機会の増加が見込めます。
- ・公共図書館から各施設への団体貸出等による、図書の多様化が進みます。
- ・家庭での本の常備による読書習慣化が期待されます。

評価指標

- ・蔵書数 ・貸出冊数 ・巡回図書サービス実施回数 等

基本方針3 読書活動への理解と関心を高めるための啓発

趣 旨


読書の重要性について、子どもと大人を含めた市民全体の理解と関心を高めることは、読書習慣を定着させる基盤となります。保護者、教職員、地域住民、事業者等に向けた体系的な啓発を実施します。

具体的施策

(1) 家庭における取組

① 家庭への啓発活動

- ・親子参加型イベント（ブックトーク、手作りブックカバー等）を検討します。
- ・子どもにあった本の選び方講座や相談窓口を実施します。
- ・保護者の読書習慣や、家庭の蔵書量が読書経験や読書環境の差に繋がるため、保護者に対して読書の必要性などの周知を徹底します。



図書だより

絵本の読み聞かせは、子どもの言語力や読解力、想像力、感情表現などを育み、また、膝に乗せたり、一緒に寝転んで読んだりすることでスキンシップやコミュニケーションから親子の絆を深めるなど、様々な面で子どもの成長を促すことにつながっています。

幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿(※非認知能力)にも「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」があります。豊かな言葉や表現を身につけて、言葉により伝え合いを楽しむようになり、心動かす出来事などに触れ、さまざまな表現の仕方に気づき、感じたことや考えたことを表現する喜びを味わい、意欲をもつようになりていきます。

都路こども園にはたくさんのいろいろな絵本、新しい絵本があり、とても充実しています。子どもの「これ読みたい!」「これなーに?」の思いに寄り添い、たくさんの絵本に触れていただけるように発信していきたいと思えます。

※非認知能力…できた、できないや点数などで数値化できない能力のこと
(やり抜く力、自分を信じる力、協調性、自己肯定感、自制心、思いやり等)

《絵本の貸出についてのお願い》

- ☆保育部のお子さんは、降園時に親子で貸し出しをします。希望される方は、職員に声をかけてください。
- ☆幼児部は、毎週金曜日に1冊貸し出します。1週間以内に返却をお願いします。お子さんに持たせてください。図書館(都路公民館)の絵本貸し出し(毎月第1水曜日予定)も利用していく予定です。
- ☆子ども達に、丁寧に扱うように指導しています。紛失、破損等がないようお願いします。破損してしまった場合には、こども園職員に声をかけてください。
- ☆絵本はみんなの物です。大切に、忘れず返却をお願いします。返却がない場合は貸し出す

まもなく、新しい絵本が入ります。
はらべこあおむし(英語)はALTの先生に読んで
もらおうと考えています。

(都路こども園:保護者へのお知らせ)

(2) 地域における取組

① 図書館における取組

- ・年次読書活動推進事業を確実に実施します。
- ・子ども読書週間といった全国的な啓発事業を活用し、来館者の増加を図るため、特別おはなし会などの催しを企画します。
- ・市政だよりや図書館だよりでの定期的な情報提供を行います。また、SNSやホームページなどでの迅速な発信を行います。
- ・見学学習や職場体験の充実により、図書館事業の啓発を図ります。
- ・ボランティアの確保と育成に努め、市民と協働した図書館運営を行います。



(船引小学校:図書館見学)



(美山小学校:図書館見学)

② 公民館における取組

- ・家庭教育講座で読書活動に関するテーマを取り上げ、普及に努めます。

③ 児童福祉施設（子育て支援センター・三世代ふれあい交流館）における取組

- ・乳幼児健診や育児相談などの各種イベントで、読書活動のパンフレットなどを配布し、保護者に向けて読書の必要性を伝えます。
- ・図書館やその他の保育施設と連携した継続的な啓発活動を実施します。
- ・家庭の読み聞かせに適した図書を紹介します。

(3) 学校等における取組

① 保育所・幼稚園・こども園における取組

- ・乳幼児の家庭での読み聞かせの重要性について、理解を深めるための啓発を行います。
- ・保護者に対して、読書活動の意義と必要性を継続的に発信します。
- ・子ども読書の日や読書週間などの読書啓発の行事を紹介します。
- ・定期的な図書紹介を行います。

② 小中学校における取組

- ・保護者に対する読書活動の意義と必要性を、継続的に情報提供します。
- ・家庭での音読、15分間読書や家読など全校的な取り組みにより、読書習慣化を図ります。
- ・定期的な図書紹介と読書情報の発信をします。
- ・児童生徒へ読書指導を行います。
- ・子ども司書養成講座認定者の活動の場を検討します。

期待される効果

- ・保護者や教職員の支援力が向上することで、地域の読書に対する気運醸成が図られます。
- ・図書館や学校イベントの参加率向上が見込まれ、貸出冊数の増加が期待できます。

評価指標

- ・広報実施数 ・イベント参加者数 ・Webアクセス数 ・保護者意識変容度 等

第四次田村市子ども読書活動推進計画 取組一覧

		基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3
家庭	家庭	<p>家庭、地域、学校の連携と協働による読書に親しむ機会の提供と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利活用、図書館行事への親子参加 ・サードブック事業の検討 ・ブックリストの作成と公開 ・保育園等の図書を保護者向け貸し出し ・読み聞かせの実施 ・家読の実践 	<p>身近にいつも本がある豊かな読書環境の整備と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家読や15分読書の推進 ・スマートフォンなどのメディアとのルール作りによる読書時間確保の啓発 ・本のリサイクル展を活用した図書の提供 ・図書館等へ親子で訪れ、成長に応じた適切な本に触れられるよう支援する ・乳幼児期から読書に親しむ環境づくり 	<p>読書活動への理解と関心を高めるための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックトークなど親子参加型イベントの検討 ・子どもにあった本の選び方講座開催や相談窓口の実施 ・読書の必要性や効果の周知 ・各施設で開催されているおはなし会や読書活動推進の行事の周知
	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの協働によるおはなし会やブックトークの実施 ・子どもの発達段階に応じたブックリストの作成や提供 ・子ども向け講座(子ども司書養成講座、子ども語り手養成講座) ・読み聞かせボランティアの育成と配置 ・本の福袋事業実施 ・図書館ボランティア受け入れ体制づくり ・研修プログラム整備 ・ホームページ、SNS、図書館だよりによる情報提供 ・テーマ別図書コーナーの設置 ・図書館見学・職場体験による利用促進 ・児童福祉施設・保育所等への団体貸出促進 ・放課後児童教室等への巡回図書サービス検討 ・読書まつりの開催(おはなし会、おすすめ本の展示会、多読賞表彰など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書の定期的な見直しと、乳幼児・小学校低学年向け書籍の優先購入 ・支援を必要とする子どもが利用しやすい環境整備及び資料の充実 ・県立図書館、他公共図書館や大学図書館等との相互協力 ・ヤングアダルトコーナーの整備と充実 ・見学学習や体験学習への対応の充実 ・子ども向け利用空間の整備 ・巡回図書サービスの検討 ・利用しやすい環境整備や運営体制確保 ・利用しやすい書架の配置・高さや動線の工夫 ・興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集 ・職員の資質とスキルの向上 ・インターネット環境整備など調べ学習への対応強化 ・学校図書支援員(学校図書)との定期的な打合せや研修などによる連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次読書推進事業の実施 ・子ども読書週間等に合わせた特別おはなし会を実施 ・市政だより、図書館だより、ホームページ、SNS等を活用した情報発信 ・ボランティア確保と協働運営 ・見学学習、職業体験、インターンシップなどによる図書館事業の啓発 ・保護者やボランティア向けの講座や研修会の開催 ・育児相談と連携したブックスタートの実施 ・ブックリストの配布
地域	放課後児童クラブ教室	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な読み聞かせの実施 ・おはなし会ボランティアによる読み聞かせの実施 ・巡回図書サービス活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室や放課後児童クラブへの読書コーナーの設置 ・興味を持って読みたいと思う本を収集し、蔵書の充実を図る 	
	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部事業と連携し、おはなし会ボランティアによる学校での読み聞かせ実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部事業を活用した学校図書館の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座で読書活動に関するテーマを取り上げ普及に努める
	子育て福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な読み聞かせの実施 ・ブックスタート事業の継続 ・巡回図書サービス活用 ・家庭の読み聞かせ状況アンケート ・おはなしボランティアによる読み聞かせ実施 ・絵本等の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい書架の配置、高さや動線の工夫 ・子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集 ・施設の特性に合わせた図書の収集と蔵書の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントで読書活動のパンフレットなどを配布 ・乳幼児健診や育児相談などで、保護者に向けて読書の必要性を伝える ・図書館やその他の保育施設と連携した継続的な啓発活動の実施 ・家庭の読み聞かせに適した図書の紹介
学校等	保育所・幼稚園・こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・保育活動の中で本に触れ合う機会を充実 ・ブックセカンド事業の継続 ・保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる定期的な読み聞かせの実施 ・読書活動を通じた異年齢交流の推進 ・司書等による図書室活用のアドバイス ・保護者に対する図書の貸出 ・保護者に向けた絵本選び方等の情報提供 ・巡回図書サービス活用 ・素ばなしなどの語りを通した「聴く」耳と想像力の育成 ・読書活動と園行事を連動させた啓発活動 ・アニメーションなど楽しい読書体験の機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集と蔵書の充実 ・乳幼児が日常的に安心して安全に本に触れることのできる環境整備 ・図書コーナーの設置と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の子どもに対する家庭での読み聞かせの重要性について理解を深めるための啓発 ・保護者に対する読書活動の意義と必要性を継続的に情報提供 ・子ども読書の日、読書週間などの読書啓発の行事紹介 ・定期的な図書紹介 ・家庭における読み聞かせの機会充実の啓発
	小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の中で本に触れ合う機会を充実 ・おはなし会ボランティアの活用 ・学校行事と連携した読書イベント実施 ・読書活動を通じた異年齢交流の推進 ・短時間で読める作品の紹介 ・教職員やボランティアによる読み聞かせやブックトークなどの実施 ・素ばなしなどの語りを通した「聴く」耳と想像力の育成 ・アニメーションなどの楽しい読書体験の機会の拡充 ・朝読など全校一斉の読書活動 ・興味や関心を深く掘り下げるための情報提供 ・授業における学校図書館の計画的な利用 ・学校図書館と市の図書館との連携を図り、図書を利用した調べ学習などの利用促進を図りながら、読書活動の充実と学力向上を図る ・校内放送を活用した読み聞かせの実施 ・小中学生を対象とした取り組み(ビブリオバトル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた子どもの興味や探求心に対応した多種多様な資料の収集と蔵書の充実 ・図書コーナーの設置と工夫 ・学校司書の配置及び地域学校協働本部事業による市全域での支援体制の強化 ・図書委員など児童生徒による主体的な学校図書館運営を支援 ・総合学習をはじめ各教科で参考となる資料の収集 ・多読賞、読書の木などの啓発を兼ねたコーナーの設置 ・魅力的な書架や図書の管理運営 ・学校図書館の利用促進と蔵書管理の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する読書活動の意義と必要性を継続的に情報提供 ・家庭での音読や、15分間読書、家読など全般的な取り組みにより、読書習慣化を図る ・定期的な図書紹介、読書情報の発信 ・児童生徒への読書指導 ・地域と連携した子ども司書養成講座修了生の活動の場設定

第4章 第四次計画の推進体制

1 推進体制

この計画の目標達成のためには、家庭・地域・学校が連携、協働して行うことを基本にしており、関係機関、各種団体が情報を共有し、連携協力しながら、具体的に取組を進めることにしています。そのためには、関係機関・団体のとりまとめ機関として計画推進体制を整えます。

2 計画実施状況に対する定期的な評価

計画の実施にあたっては、P D C A（Plan 計画, Do 実行, Check 評価, Action 改善）サイクルのマネジメントメソッドにより、取組状況を絶えず把握し、改善していくことが重要です。

そのため、関係機関、各種団体から毎年の進捗状況について情報収集し、情報の共有化を図りながら計画を推進していきます。

- ・年次報告：毎年度実績を取りまとめ、情報共有を行う。
- ・中間評価：計画期間中間の3年目を目途に実施し、必要な見直しを行う。
- ・指 標：貸出冊数、図書カード登録率、読書時間、イベント参加者数、保護者の読み聞かせ実施率、We bアクセス数等を定期的に測定する。

3 計画を達成するための目標値

(1) 成果指標

この計画を達成するための目標値を下記のように定めます。

		項目	現状値令和6年度	令和11年度までに 達成すべき目標値
図書館		子どもの図書カード登録率 の向上	乳幼児 8% 小学生 43.2% 中高生 56.9%	乳幼児 15% 小学生 50% 中高生 60%
		子どもの登録者一人当たり の月間利用冊数	月0.5冊	月1冊以上
		読書活動支援おはなし会	各学年 おおむね年1回	各学年 年2回
		子ども司書養成講座 認定者数	年 6人	年 10人
		子ども司書フォローアップ	0人（令和7年度新規事業）	前年度認定者のうち約半数
		読書支援者研修	年2回開催	年1回開催
学校等	学校図書館等の 利用	保育所・幼稚園・ こども園	年15冊/人	年20冊以上/人
		小学校低学年	年45冊/人	年50冊以上/人
		小学校中学年	年37冊/人	年40冊以上/人
		小学校高学年	年27冊/人	年30冊以上/人
		中学生	年4冊/人	年6冊以上/人

(2) 事業目標

基本方針	評価指標
1	0～5歳家庭の読み聞かせ実施率・貸出冊数・利用登録者数 等
2	蔵書数・貸出冊数・巡回図書サービス実施回数 等
3	広報実施数・イベント参加者数・Webアクセス数・保護者意識変容度 等

～参考資料～

◇「令和6年度読書に関する調査」

調査対象：田村市内小中学生

対象人数

(単位：人)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
調査人数	139	139	157	164	166	167	932

(単位：人)

中学生	1年生	2年生	3年生	計
調査人数	199	244	253	696

調査項目：

○各学年における児童生徒の1か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）

0冊／1冊／2冊／3冊／4冊／5冊／6冊／7冊／8冊以上

○読書しなかった理由に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）

勉強・塾・宿題などで忙しい／部活動等で時間がない／テレビ・ゲームなどのほうが楽しい／スマートフォン・携帯などのほうが楽しい／雑誌やマンガのほうが好き／遊ぶほうが楽しい／どんな本を読んでいいかわからない／読まなくても困らない／本が嫌い／その他

○読書したきっかけに関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）

友達に紹介された／家族に紹介された／先生に紹介された／教科書に載っていた／学校の図書館で見つけた／公共の図書館で見つけた／本屋で見つけた／新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどで見た／その他

○本を手に入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）

学校の図書館を利用した／公共の図書館を利用した／友達から借りた／自分で買った／その他

○本の媒体に関するもの（最も当てはまるものを1つ選択）

紙の本のほうが多い／デジタルの本のほうが多い

◇図書館事業の実績値（第三次計画：令和2年度～令和6年度）

① 子どもの図書カード登録者の割合

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児・児童	割合	24.8%	23.9%	24.6%	24.9%	25.1%
中高生		53.9%	55.4%	53.4%	52.8%	53.2%
子ども合計		35.8%	35.5%	35.4%	35.5%	36.0%

②年齢別貸出冊数の推移

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳以下	冊数	3,948	4,192	4,204	3,915	3,234
7～12歳		5,087	5,880	5,811	5,511	5,354
13～18歳		751	1,089	1,093	728	759
19～59歳		15,036	16,480	14,649	13,416	13,931
60歳以上		13,804	16,098	15,060	14,402	14,951
団体		2,342	3,740	2,870	2,271	2,857
合計		40,968	47,479	43,687	40,243	41,086

③ ブックスタート事業

健診	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4か月児	回数	12	12	12	12	12
	人数	170	134	114	127	122
10か月児	回数	12	12	12	12	12
	人数	170	160	128	109	130

④ ボランティア団体による読み聞かせ（学校支援・幼稚園含む）

場所	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	回数	27	0	72	53	27
	人数	489	0	1,254	1,063	544
滝根	回数	0	0	7	16	7
	人数	0	0	271	364	399
大越	回数	3	0	5	6	6
	人数	84	0	159	178	157
都路	回数	0	0	6	29	6
	人数	0	0	213	261	167
常葉	回数	6	0	21	46	21
	人数	229	0	435	1,141	1,227

※令和3年度は、コロナ禍のため未実施

⑤ ボランティア団体による読み聞かせ（児童施設）

場所	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	回数	5	0	5	5	42
	人数	93	0	92	103	869
滝根	回数	0	0	6	6	12
	人数	0	0	141	105	188
大越	回数	1	0	3	3	5
	人数	49	0	48	49	95
都路	回数	4	0	6	3	5
	人数	78	0	88	56	77
常葉	回数	0	0	0	5	6
	人数	0	0	0	88	93

※令和3年度は、コロナ禍のため未実施

⑥ ボランティア団体による定例おはなし会

場所	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	回数	11	0	20	17	20
	人数	18	0	43	72	145
滝根	回数	6	0	11	9	12
	人数	54	0	40	170	124
大越	回数	5	0	6	5	6
	人数	186	0	111	37	75
都路	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
常葉	回数	0	0	0	0	1
	人数	0	0	0	0	2

※令和3年度は、コロナ禍のため未実施

⑦ ボランティア団体による特別おはなし会

場所	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館	回数	0	0	1	3	3
	人数	0	0	20	70	85
滝根	回数	1	0	0	0	0
	人数	31	0	0	0	0
大越	回数	1	0	0	0	0
	人数	44	0	0	0	0
都路	回数	0	0	1	0	0
	人数	0	0	17	0	0
常葉	回数	2	0	0	0	0
	人数	39	0	0	0	0

※令和3年度は、コロナ禍のため未実施

⑧ 地域学校協働本部ボランティアによる図書活動

場所	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
滝根	回数	97	130	93	55	17
	人数	97	133	101	67	29
大越	回数	3	6	4	6	4
	人数	7	17	11	17	12
都路	回数	4	14	10	10	10
	人数	16	40	36	36	34
常葉	回数	14	22	13	95	31
	人数	47	68	44	140	67
船引	回数	10	29	29	22	30
	人数	22	78	78	85	85

⑨ 子ども司書養成講座（対象：小学4年生～6年生）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	6	6	6	6	6
人数	8	8	8	3	6

⑩ 図書館見学

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	11	7	7
人数	153	149	206

⑪ 図書館における実施事業

場所	事業名	対象	内容	開催頻度
子育て支援センター	ブックスタート	4か月児・10か月児・保護者	健診に参加した親子へ絵本をプレゼントし、読みきかせを通じて本にふれあう大切さを伝える	毎月1回
本館	ひだまりおはなし会	0～2歳 保護者	ボランティアによる絵本や紙芝居などの読み聞かせ	毎月第1・第3 金曜日
		県立支援学校		図書館見学等を含めて実施
	特別おはなし会	幼児・児童 保護者	読書週間や季節に応じて企画するおはなし会	年2～3回 読書週間ほか
	子ども司書養成講座	小学4～6年	図書館の仕事を通して図書活動の推進を図る	全6回 (7～12月)
	子ども司書フォローアップ	子ども司書養成講座認定者 (前年度)	子ども司書としてカウンター業務や読み聞かせを実施	全4回 (9月～12月)
	図書館見学	小学生・県立支援学校	施設の見学を通して、本に興味を持ってもらう	随時
滝根	職場体験	中高校生	自分の能力や適正を知り、自分の生き方を見つめ将来設計する能力の育成／働くことの価値観などの体得	随時
		小学生		随時
滝根	おはなし会	乳幼児・保護者	ボランティアによる絵本や紙芝居などの読み聞かせ	毎月最終木曜日
	図書館見学	小学生	施設の見学を通して、本に興味を持ってもらう	随時
大越	おはなし会	乳幼児・保護者 小学低学年	//	毎月1回
都路	特別おはなし会	幼児・児童	//	年1回
常葉	おはなし会	乳幼児・保護者	職員による絵本や紙芝居などの読みきかせ	毎月第3水曜日
	図書館見学	小学生	施設の見学を通して、本に興味を持ってもらう	随時

⑫ 企画展示

○通常展示

- ・芥川賞、直木賞、本屋大賞コーナー
- ・おすすめ本（市政だより掲載）
- ・新刊書コーナー
- ・震災関連コーナー
- ・戦争関連図書コーナー（児童書）
- ・本田文庫
- ・平和記念 シベリア抑留コーナー
- ・竹久夢二ルーム
- ・富岡文庫

○季節などに応じた展示

- ・春の読書週間
- ・夏休み「自由研究」
- ・課題図書コーナー
- ・秋の読書週間
- ・クリスマス
- ・お正月
- ・子ども司書選書コーナー

○連携による展示

- ・自殺防止週間
- ・田村市中学生ビブリオバトル推薦本コーナー

○特別展示

- ・竹久夢二生誕140周年

⑬ 読書などの記念日一覧

記念日名	日付	由来
国際子どもの本の日	4月2日	子どもの本を通して国際理解を深めるために、アンデルセンの誕生日であるこの日に制定
子ども読書の日	4月23日	国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で制定
こども読書週間	4月23日～5月12日	「こどもたちにもっと本を、こどもたちにもっと本を読む場所を」という願いから制定
図書館記念日	4月30日	日本の図書館発展の土台となった「図書館法」が公布されたことを記念して制定
新聞週間	10月15日～10月21日	新聞の普及と教育を目的として制定
文字・活字文化の日 読書週間	10月27日 10月27日～11月9日	国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、「文字・活字文化振興法」で制定
ふくしま教育の日 ふくしま教育週間	11月1日 11月1日～11月7日	県民の教育に対する関心をさらに高め、学校教育、社会教育及び文化の充実と発展を図ることを目指し、「ふくしま教育の日条例」で制定

田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 1 日

教育委員会訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 田村市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案の策定を検討するため、田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の策定にかかる調査及び検討に関すること。
- (2) 推進計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画の原案の策定にかかる必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員長は生涯学習課長を、副委員長には図書館長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、教育長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 委員会に推進計画の原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表第 2 に掲げる課、又は委員長が別に指定する課の所属長が推薦する者をもって組織し、生涯学習課担当者が座長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、設置の目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

第四次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	小中学校長会 代表	岡田 征之	船引南小学校長
保健福祉部	こども未来課 課長	鈴木 礼子	
	同 子育て応援係長	渡邊 誠	
教育委員会	生涯学習課 課長	佐藤 清二	委員長
	同 図書館担当者	本田 啓介 鈴木 真智子	
	図書館 館長	木目沢 雪江	副委員長
	学校教育課 課長	佐久間 誠	
	同 指導管理係長	宗像 克博	

別表2（第6条関係）

第四次田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会ワーキンググループ構成員名簿

団体・部局等	職名	氏名	備考
学校関係者	小中学校長会 代表	岡田 征之	船引南小学校長
保健福祉部	子育て支援センター 所長	鈴木 智子	
	こども未来課 子育て応援係長	渡邊 誠	
教育委員会	生涯学習課 図書館担当	本田 啓介 鈴木 真智子	
	図書館 館長	木目沢 雪江	
	同 担当	堀越 香澄美	
	学校教育課 指導主事	大越 彩香	

第四次田村市子ども読書活動推進計画

～読書で広がる、夢の未来～

令和8年3月策定

編集 田村市子ども読書活動推進計画策定検討委員会

発行 田村市教育委員会

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-81-1213

Fax 0247-81-1228

メール shogai@city.tamura.lg.jp